

浄化槽法定検査の 受検申込みをお願いします



浄化槽管理者（浄化槽の所有者等）は、浄化槽の施工と維持管理が適正に実施されているか確認するために、県知事が指定した検査機関の検査（法定検査）を年1回受けるよう浄化槽法で規定されています。

個人で浄化槽を管理し、法定検査を受検されていない方へ、12月から法定検査申込のご案内を順次送付いたしますのでお申し込みください。

浄化槽を設置した方は、浄化槽法第7条・第11条により法定検査を受検する義務があります。

◆ 7条検査…使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に1回受ける検査

- ・新たに設置した浄化槽が対象
- ・設置状況、保守点検が適正か確認
- ・浄化槽の機能状況の確認

◆ 11条検査…毎年1回受ける検査（定期検査）

- ・設置された全ての浄化槽が対象
- ・清掃および保守点検が適正に実施されているか確認
- ・浄化槽の機能状況の確認

問い合わせ先 企業局 下水道グループ ☎ 62-2500 FAX 62-2666

三春の里ベクレルセンター

（平成29年4月1日～10月31日）

食品等の放射性物質（セシウム）検査結果

◆ 三春の里ベクレルセンターは、公的認証機関ではないため、簡易検査として実施しております。

測定結果は、あくまでも参考であり、これを出荷および摂取制限等の根拠とするものではありません。

◆ 測定結果は町で記録・公表するほか、放射線対策のため国、県に提供いたします。

◆ これらの検体は、個人が家用に使用するためのものであり、産地も必ずしも三春であるとは限りません。

農家が生産し出荷している農産物は、県のモニタリング調査で管理されており、基準値を超えるものが流通・販売されることはありません。

区分	例示	検体数(件)			最大値 (ベクレル/kg)
		総検体数	100ベクレル 以下のもの	100ベクレル を超えたもの	
野菜	大根、白菜、里芋、小松菜、カボチャ、キャベツ、ネギ、ブロッコリー、ホウレンソウ など	798	798	0	※
豆類	ささぎ豆、黒豆、大豆、小豆 など	96	96	0	※
山菜	コシアブラ、タラノメ など	149	145	4	562 (コシアブラ)
きのこ	シイタケ、シロシメジ、コウタケ など	12	5	7	3867 (コウタケ)
穀類	玄米、白米、小麦粉 など	88	88	0	※
果実	栗、柿 など	90	90	0	※
加工食品	干柿、梅干 など	19	19	0	※
その他	蜂蜜、猪肉 など	15	15	0	67 (猪肉)
合 計		1267	1256	11	

◆ 食品中の放射性物質の傾向

◇ 山菜やきのこを除いて、ほとんどのものが20ベクレル/kg(検出限界値)未満です。

◇ きのこと類では、野生きのこが基準値を超えていることが多いです。

◇ 一般食品の基準値は100ベクレル/kgです。基準値を超えるものは摂取を控えた方が良いでしょう。

※一般食品の基準値:100ベクレル/kg
(平成24年4月1日から)

※検出限界値20ベクレル/kg未満

問い合わせ先 住民課 生活環境グループ ☎ 62-2147 FAX 62-5155

三春町文化伝承館冬期休館のお知らせ

三春町文化伝承館は、12月1日から平成30年2月28日までの間、冬期休館とし、次の日のみの開館となります。

● 開館日 土・日・祝祭日（ただし、12月27日から平成30年1月3日までは、閉館します。）

問 歴史民俗資料館 ☎ 62-5263 FAX 62-6953